

ワークサポート・プティパ

就労継続支援 B 型事業 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名称	医療法人社団 五風会 さっぽろ香雪病院
所在地	札幌市清田区真栄 3 1 9 番地
電話番号	0 1 1 - 8 8 4 - 6 8 7 8
代表者氏名	森 一也
設立年月日	平成 2 年 1 月

2. 利用施設

事業所の種類	多機能型（就労移行支援・就労継続支援 B 型）事業所 平成 2 2 年 7 月 2 9 日指定
事業所の名称	ワークサポート・プティパ
事業所の所在地	札幌市清田区平岡 3 条 1 丁目 2 番 5 号
連絡先	0 1 1 - 8 8 7 - 5 1 1 1
管理者	高柳 誠司
サービス管理責任者	高柳 誠司
主たる対象者	精神障害者・知的障害者・身体障害者・難病等
定員	1 4 名
開設年月日	平成 2 2 年 7 月 2 9 日

3. サービスの目的・運営方針

目的	通所による就労や生産活動の機会を提供し、必要な知識及び能力の向上のため適切な指導を行い、利用者の自立した生活を支援します。
運営方針	「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令などを遵守し、事業を実施するものとします。

4. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数 (法定)	常 勤		非 常 勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.2	
サービス管理責任者	1		1			0.2	管理者が兼務
職業指導員	2	2				2	
生活支援員	2		2			1.3	

5. サービス提供職員の職務内容

管理者：事業所を代表し、他機関との連携、連絡を図る。職員と事業所の各業務の一元的な運営管理と関係法規や規定等を遵守させるために必要な指示、指導を行う。

サービス管理責任者：個別支援計画の作成に関する業務を担う。通所者の心身の状態等の把握、個別支援計画の進捗状況確認と計画修正の検討を行う。
職員に対する支援技術指示、指導、相談等を行う。

職業指導員：個別支援計画に基づき、利用者の適正に応じた生産活動（作業）に関する指導を行い、就職活動に関する支援を担う。

生活支援員：個別支援計画に基づき、日常生活上の支援、相談等を行う。生産活動（作業）に関する相談等を行い、場合に応じて指導も行う。

6. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く）

営業時間：午前11時から午後3時まで

サービス提供時間：午前9時から午後5時まで

7. サービス提供の内容

（1）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者へ交付致します。

8. 賃金について

前月の合計総売上額から前月購入分の材料費と必要経費を引いた額（利益）を作業参加者の総延べ時間数で割り、1時間当たりの賃金を計算します。各利用者の作業時間数に応じて当該月の賃金を算出します。従って、支給日は翌月の10日以降の支給となります。

9. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市長から直接受け取る（代理受領する）場合に利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

[サービスを利用されなかった日における対応について]

※通所している利用者が、何らかの理由で就労継続支援サービスを利用されなかった場合には①家庭への訪問による相談・支援 ②電話等による相談・支援を実施しています。その場合にお支払い頂く1日あたりの利用料金は下記のとおりです。

① 家庭等への訪問による相談支援（月2回まで）

内容	欠席時の対応（訪問）
1. サービス利用料金	月2回を限度として、1回あたり ① 1時間まで 1,870円 ② 1時間を超えた場合 2,800円
2. うち、訓練等給付費から支給される金額	① 1時間まで 1,683円 ③ 1時間を超えた場合 2,520円
3. 自己負担額（1－2）	① 1時間まで 187円 ② 1時間を超えた場合 280円

② 電話等による相談・支援（月4回まで）

内容	欠席時の対応
1. サービス利用料金	月4回を限度として、1回あたり 940円
2. うち、訓練等給付費から支給される金額	846円
3. 自己負担額（1－2）	94円

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

内容	金額
食事サービス、希望により食事の提供をします。	1食100円 ※食事提供加算非対象者は1食300円 ※原材料費相当額
日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。かかりつけの医療機関がない場合は事業所の判断により、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 五風会 さっぽろ香雪病院		
医院長名	森 一也		
所在地	札幌市清田区真栄319番地		
電話番号	011-884-6878		
診療科	精神科・内科・ 心療内科・歯科	入院設備	450床

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援 B 型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援 B 型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 非常災害時の対策

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

非常時の対応	別途に定める、非常災害計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・消火器 ・誘導灯 ・非常用電源
消防計画	消防署への届出日：平成22年8月提出 防火管理者：大阪 信夫
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：ニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容：賠償責任保険

14. サービス利用に当たっての留意事項

サービスを利用するに当たって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとし、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 事業所にある備品等は、勝手に持ち出さないこと。又、大切に扱うこと。
- (2) 利用者間で金品等の貸借は行わないこと。

15. 虐待の防止に関する相談窓口

当事業所 ご相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者：高柳 誠司・ご利用時間 9：00～17：00・電話番号 011-887-5111・FAX 011-887-5112・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
札幌市障がい者虐待相談	<ul style="list-style-type: none">・所在地：札幌市中央区大通西19丁目・電話番号：011-632-7021(9時～19時) 080-5723-0200(19時～9時)・FAX：011-613-5486
札幌市清田区役所	<ul style="list-style-type: none">・所在地：札幌市清田区平岡1条1丁目・電話番号：011-889-2400・FAX：011-889-2402

16. 要望・苦情などに関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者：高柳 誠司・ご利用時間 9：00～17：00・電話番号 011-887-5111・FAX 011-887-5112・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none">・所在地：札幌市中央区北1条西2丁目・電話番号：011-211-2938・FAX：011-218-5181
札幌市清田区役所	<ul style="list-style-type: none">・所在地：札幌市清田区平岡1条1丁目・電話番号：011-889-2400・FAX：011-889-2402
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none">・所在地：札幌市中央区北2条西7丁目・電話番号：011-204-6310・FAX：011-204-6311

17. 第三者評価の実施状況 実施していない

ワークサポート・プティパにおける指定障害福祉サービス就労継続支援 B 型のサービス提供、及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：ワークサポート・プティパ
サービス管理責任者： 高柳 誠司 印

私は、本書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス就労継続支援 B 型のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印

続 柄：